

○第3回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和2年7月6日（月） 14：00～16：53

議事概要：

（1） チエンカルバゾンメチル

・ 審議の結果、チエンカルバゾンメチルの許容一日摂取量（ADI）を1.1 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 除草剤で、今回、てんさいへの新規登録申請がされています。